

知的財産権関連法律の改正について

台湾の国際参加と環太平洋経済地域における貿易競争力を高めるため、立法院は2022年4月15日、「著作権法」一部条文の改正案、「商標法」一部条文の改正案、及び「専利法（特許・意匠・実用新案法）¹第60-1条」の改正案を正式に三読会において可決した。今回の法改正は、同年5月4日に大統領により改正公布され、現在は行政院による施行期日の制定を待つ段階である。この法改正は、台湾の知的財産権関連法律と国際基準の足並みを揃え、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（通称「TPP11」、以下「CPTPP」という）」の規定に、より一貫性をもたせることにある。台湾は、2021年9月22日、すでに寄託国であるニュージーランドに対しCPTPPの加入を正式に申請しており、本改正案が今後のCPTPP加盟に向けた協議・交渉に有利に働くことを望みながら、改正の関連内容について、簡略に次の通り説明する。

一、著作権法の改正要点

1. 司法院积字第804号（2021年）は、これまでの経緯から著作権法において「光ディスク」を用いた複製方法と複製物を刑罰加重の対象とすることは、憲法で保障される平等権に違反しないと解釈する。しかし、同解釈では今日に至るテクノロジーの発展に伴い、他人の著作物を違法複製する主な手段と複製方法が劇的に変化していることにも言及しており、立法機関は適時に刑罰の加重基準を見直し、改正しなければならないとした。これにより、今回の著作権法の改正で削除となった条項は、第91条第3項、第91-1条第3項及びそれらの罰則である没収、没取の規定（第98条と第98-1条）が含まれ、つまり、「光ディスク」を用いた複製方法と複製物を刑罰加重対象とする特別規定が削除されることとなった。今後「光ディスク」による権利侵害は、第91条第2項及び第91-1条第2項の一般規定に基づき処理されることとなる。
2. CPTPP第18.77条の規定には、加盟国は、少なくとも、商業規模を有する

¹ 台湾の「専利法」に基づき、「専利」は、特許（中国語：「發明專利」）、実用新案（中国語：「新型專利」）、意匠（中国語：「設計專利」）三つの種類に区分されている。つまり、台湾における「専利権」は三つの権利の総称であり、日本の「特許権」よりも広い意味で使われているので、本文では特別に「専利権」という用語を用いて解説する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

著作権への故意侵害事件に対し、刑事手続き及び刑罰を制定しなければならないとあり、これによって、所轄機関に対し関連する法律手続の職権を与え、第三者又は権利者を通さずに、正式な告訴をすることができるようになる。そこで、今回の改正において現行の著作権法第 100 条が改正され、本来「親告罪」とされていた第 91 条第 2 項及び第 91-1 条第 2 項について、複製物が「デジタル形式」の場合、①「有償で提供された他人の著作物を侵害する」、②「原作のまま全て複製する」、③「権利者に NT\$100 万以上の損害を与える」の三つの要件に該当する場合には、「非親告罪（台湾では通称「公訴罪」）」とすることとなった。これにより、著作権法の規定が CPTPP 協定に合致するとともに、比例原則にも配慮し、司法の資源が侵害事件の取締りに過剰に集中するのを避けられる。

二、商標法の改正要点

1. CPTPP 第 18.74 条によると、民事手続において侵害者が「知りながら」又は「知ることができた」侵害行為について、損害賠償責任を負わなければならないと規定している。その中でも「知ることができた」については、「未必の故意（侵害事実が発生することを予見し、かつ発生することを認容する場合）」及び「認識ある過失（侵害の事実を予見しつつも、恐らく大丈夫であろうと信じて行為する場合）」が含まれる。これを鑑み、今回の法改正により、本来商標法第 70 条第 3 号に掲げられていた「第 68 条の商標権侵害のおそれがあることを知りながら、商品又はサービスに組み込まれていないラベル・タグ・包装容器又はサービスに関わる物品を製造、所有、陳列、販売、輸出又は輸入する場合」から「知りながら」等の文言を削除し、第 68 条に第 2 項を加える。
2. CPTPP 第 18.77 条の規定には、「加盟国は、商業規模で執り行われる取引流通において、無許諾のラベル若しくは包装を意図的に輸入、又は国内使用した場合に対し、刑事手続き及び刑罰規定を定めなければならない」とある。過去に発生した、税関での取締りを回避するために商品とラベルを分けて輸入し、輸入後に再び模倣品に組み合わせた事例に対応し、前述の規定にも符合するために、今回の法改正では、商標、団体商標のラベル・タグ・包装容器又はサービスに関わる物品への模倣行為に対し、刑事責任に問うことを商標法第 95 条第 2 項に加えた。また、この商標、団体商標と証明標章のラベル・タグ・包装容器若しくはサービスに関わる物品などの模倣行為に対する刑事責任は、自己又は他人のために、同一の商品又はサービスをマーケティングの目的で製造、販売、所持、陳列、「輸出又は輸入」する

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

場合にも拡大される（商標法第 96 条第 2 項参照）。

三、専利法（特許・意匠・実用新案法）の改正要点

CPTPP 第 18.53 条の規定に適合するよう今回の法改正では、専利法第 60-1 条第 1 項に、「医薬品許可証の申請者が新薬（先発医薬品）の薬品許可証に記載された承認済みの専利権について、薬事法第 48-9 条第 4 号の規定に基づき表明した場合、専利権者は、通知を受けたのち、第 96 条第 1 項の規定に基づき、侵害の除去又は防止を請求することができる。」の規定を加えた。また、2019 年 8 月 20 日にはアメリカ、カナダ、韓国などの法令を参考に導入した、「パテントリンケージ（Patent Linkage）」制度を正式に施行したが、薬事法をより完璧に近づかせるため、今回の法改正では、新薬の専利権者がジェネリック医薬品（後発医薬品）製造工場を提訴できる法源根拠をより明確にしている。

このほか、ジェネリック医薬品製造工場の権益を保護するために、専利法第 60-1 条第 2 項を改正し、「専利権者が薬事法第 48-13 条第 1 項に定める期間内に前項の申請者に対し訴訟を提起しない場合、当該申請者が申請したかかる薬品許可証における薬品の当該専利権への侵害に関し確認の訴えを提起することができる。」とした。これにより、ジェネリック医薬品製造工場は新薬の専利権者が規定の期限内に（薬事法第 48-13 条に基づくと申請者の通知を受け取った翌日から 45 日内）権利侵害訴訟を提起しないとき、専利権侵害の有無の確認の訴えを提起することができるようになり、ジェネリック医薬品の商品流通後に権利侵害を追訴される懸念を大幅に引き下げることができると思われる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。